

令和 3 年度

大 分 県 内 部 統 制 評 価
報 告 書 審 査 意 見 書

大分県監査委員

監 査 第 4 9 2 号

令 和 4 年 8 月 2 2 日

大分県知事 広 瀬 勝 貞 殿

大分県監査委員 長谷尾 雅通

大分県監査委員 長 野 恭 子

大分県監査委員 鴛 海 豊

大分県監査委員 戸 高 賢 史

令和 3 年度大分県内部統制評価報告書 の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和3年度大分県内部統制評価報告書について審査を行ったので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和3年度大分県内部統制評価報告書審査意見書

第1章 審査の概要

第1 審査の基準

令和3年度大分県内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）の審査は、大分県監査委員監査基準に準拠するとともに、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省)」を参考に実施した。

第2 審査の対象

令和3年度大分県内部統制評価報告書

第3 審査の方法等

審査は、審査に付された報告書及びその基礎となる資料について

- 1 報告書に記載されている大分県知事による評価が手続に沿って適切に作成されているか
- 2 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

を主眼として、関係書類と調査照合し関係部局から説明を求めるとともに、必要に応じ事実確認調査を行い、慎重に審査を実施した。

第2章 審査の結果

前章の記載のとおり審査した限りにおいて、報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることが認められた。

第3章 審査意見

今回、内部統制の運用上、重大な不適切と評価された事案は報告書に示す3件であり、これらの主な原因は、以下のとおりである。

第一に、担当者間の事務引継ぎが十分にできていなかったこと

第二に、班総括等による組織的な指導が不十分であったこと

第三に、関係資料が不足しているにもかかわらず決裁が行われるなど、所属のチェック機能が働いていなかったこと

第四に、補助事業者や市町村との連携が取れていなかったことが挙げられる。

内部統制では、業務の効率的かつ効果的な遂行はもとより、財務事務において、法令、条例、規則、マニュアルなどルールへの遵守及びそれらの適正な運用等が不可欠であり、何より県政運営に対する県民の信頼を確保することが重要である。

これまでの定期監査等においても、運用に留意が必要と思われる事例があった。例えば、精算を伴う委託業務である。マニュアル等で求めている添付書類が不足しており精算が不明確なものがあった。そのほかにも内部統制制度で定められているチェックリストが作成されず実績確認が不十分と思われる事例も見受けられたことから、適正な運用に努められたい。

また、組織面においては班総括による班員への支援が重要である。班総括は、班員の業務内容を把握するとともに、業務が法令等に基づいて適切に処理されているかチェックする役割や責任を担っており、財務面も含めた幅広い知識と経験が求められる。班総括が班全体の業務を適切にマネジメントできるよう、今後とも研修などを通じてスキルアップを図られたい。